

(事業報告書の書き方)用語の定義について

※ 二種業者(信託受益権等売買等業者、ファンド募集業者、電子募集取扱業者)関係

事業報告書「(16)みなし有価証券の売買等の状況」の

「① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況」の

「(注意事項) 1 みなし有価証券の売買金額を約定基準により記載すること。…」

- ・**みなし有価証券、とは** → ここでは、既発行(再転売)である信託受益権、ファンド持分、社員権等
- ・**売買金額、とは** → 売買契約金額又は媒介した信託受益権、ファンド持分、社員権等の契約金額で、百万円未満切捨て、税抜き
- ・**約定基準、とは** → 受渡し時点ではなく、契約締結時点

「③ みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況」の

「(注意事項) 1 …額面金額を…記載すること。」

- ・**額面金額、とは** → 契約金額で、百万円未満切捨て、税抜き

「(注意事項) 2 「売出高」の欄には、自己が保有している有価証券を売出した場合のものを記載すること。」

- ・**売出した場合、とは** → 既発行の信託受益権、ファンド持分、社員権等の500名以上への売付、買付の申込みの勧誘

「(注意事項) 3 「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集、売出し又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。」

- ・**売りさばき、とは** → 有価証券の発行体から委託を受けて投資家に当該有価証券の販売を行うこと。
- ・**ファンド持分の自己募集は(15)-⑤～⑧に記載する。**

※ 金額欄の括弧書き(注意事項に説明がないため)、とは → 外国のみなし有価証券を上段に内書きする。

※ 電子募集取扱業者は(16)③～⑤の注意事項に準じて「(16-2)電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況」①～③に記載すること。

事業報告書の書き方(二種業)

みなし有価証券 (ファンド持分) (信託受益権)		500名以上が所有することとなる場合		500名未満が所有することとなる場合	
		取引行為名	事業報告書の記載箇所	取引行為名	事業報告書の記載箇所
新規発行	自己が発行する有価証券の取得の申込みの勧誘を行った場合	募集	報告書(15)-⑤～⑦ (法2条2項5号、6号) 報告書(15)-⑧ (令1条の9の2各号)	私募	報告書(15)-⑤～⑦ (法2条2項5号、6号) 報告書(15)-⑧ (令1条の9の2各号)
	有価証券の発行者に代わって、当該有価証券の取得の申込みの勧誘を行った場合	募集の取扱い	報告書(16)-③～⑤ 報告書(16-2)-①～③ 「募集の取扱高」	私募の取扱い	報告書(16)-③～⑤ 報告書(16-2)-①～③ 「私募の取扱高」
既発行	自己が保有する有価証券の売付又は買付の申込みの勧誘を行った場合	売出し 売買	報告書(16)-③～⑤ 「売出高」 報告書(16)-①、② 「自己」	売買	報告書(16)-①、② 「自己」
	有価証券の保有者に代わって、当該有価証券の売付又は買付の申込みの勧誘を行った場合	売出しの取扱い	報告書(16)-③～⑤ 報告書(16-2)-①～③ 「売出の取扱高」	売買の媒介	報告書(16)-①、② 「媒介等」